

## 安達地方における可燃性廃棄物減容化事業に係る覚書

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い、福島県内において放射性物質に汚染された農林業系廃棄物及び除染廃棄物が大量に発生し、営農や市民生活の支障になるとともに、生活環境の悪化が懸念されている。

このため、環境省は、福島県二本松市に仮設焼却施設（以下「本施設」という。）を設置し、福島県安達地方で保管されている放射性物質に汚染された農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物を減容化処理する事業（以下「本事業」という。）を安達地方広域行政組合と共同で実施し、二本松市をはじめとする安達地方の復興に貢献することとしている。

このような本事業の趣旨を踏まえ、環境省、安達地方広域行政組合及び二本松市は連携して、本事業を円滑に推進するため、以下の事項について確認する。

### 第1 関係者の連携

- (1) 環境省及び安達地方広域行政組合（以下「事業実施者」という。）は、本事業が両者の共同事業であることを認識し、密接な連携の下で本事業を運営すること。
- (2) 環境省は、本事業の実施に際し、発注等の事務を一括して行う等により安達地方広域行政組合の事務の軽減に努め、本事業を主体的に運営する。安達地方広域行政組合は、環境省が本事業を運営するに当たり、積極的に協力すること。
- (3) 事業実施者は、本事業の実施に当たり、二本松市との連絡を密にすること。

### 第2 本事業の処理対象物

本事業の処理対象物は、安達地方において保管されている農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物とすること。

### 第3 本施設の運転期間等

- (1) 本施設の運転期間は、原則3年間とすること。
- (2) 本施設の運転終了後は、原則1年内に施設を解体撤去すること。

### 第4 本施設の安全対策

- (1) 本施設は、バグフィルタを2段設置するなど排ガス処理に係る安全対策については万全の対策を講ずることにより、市民の健康に影響がないようにすること。
- (2) 本施設は、廃棄物処理の工程において外部への排水のない構造とすること。
- (3) 環境省は、本施設の運転に当たり、排ガスの放射性セシウム濃度を含む運転状況を、毎月、二本松市に報告すること。また、排ガスの放射性セシウム濃度については、法令で定められた月1回行うのみならず、連続式煙道中監視装置による24時間の常時監視を行い、異常が見られれば速やかに二本松市に連絡すること。

### 第5 焼却残さの搬出

- (1) 本施設の運転によって発生する焼却残さは、速やかに搬出すること。
- (2) 環境省は、本施設の運転に当たり、焼却残さの搬出実績を、毎月、二本松市に報告すること。

### 第6 交通対策

- (1) 事業実施者は、本事業の実施に伴う廃棄物運搬車両等の通行について、車両への表示、二本松市との運搬経路の協議、運搬時間帯の調整など、周辺住民の生活に十分配慮して計画し、実施すること。
- (2) 事業実施者は、二本松市及び福島県と協議の上、県道原町・二本松線の狭隘箇所における道路改良を行うとともに、必要に応じて、運搬経路上の誘導員の配置、待避所の設置などの必要な安全対策を講じること。

### 第7 モニタリング等

- (1) 事業実施者は、本施設からの排ガス等による環境影響に関する地元住民の懸念があることも踏まえ、本施設周辺の空間線量率等のモニタリングを行うこと。
- (2) 事業実施者は、前項のモニタリングの結果について情報公開を徹底すること。
- (3) 事業実施者は、(1)のモニタリングの結果に異常が見られた場合、天災、事故等の不測の事態が発生した場合及び本事業における地下水の取水により施設周辺の水利用に支障が生じた場合は、速やかに本施設の運転を停止し、二本松市と協議の上、必要な対応策を講じること。

### 第8 協議会

- (1) 事業実施者は、地元住民の代表（地元学校の児童・生徒の保護者代表を含む。）、二本松市、福島県及び環境省が参加する協議会を設け、本施設の建設、運転、解体撤去及び廃棄物等の運搬に係る取組全般（第7(3)の対応策を含む。）について情報共有及び意見交換を行い、その結果を本事業の運営に適宜反映させること。
- (2) 前項の協議会は、第7(1)のモニタリングの一部を自ら実施することができるものとともに、安全が確保されることを前提として、必要に応じ、本施設の敷地内に立ち入り、調査を行うことができるものとすること。

### 第9 風評被害対策等

事業実施者は、風評被害対策、地域振興策等に関する要望について、要望内容を踏まえ、関係機関に対して働きかけを行うなど、要望の実現に向けてできる限り努力すること。

### 第10 その他

- (1) 事業実施者は、二本松市から本事業の実施に係る疑義が示された場合、必要な情報の提供、連絡調整及び協議を行うなど、誠意をもって対応すること。
- (2) この覚書に定めのない事項については、事業実施者及び二本松市が協議して別に定めができるものとすること。

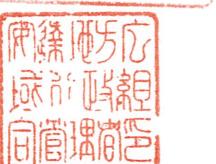
以上を確認した証として、本書面を3通作成し、各自記名押印の上、1通ずつ保管する。

平成28年8月17日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 中井 徳太郎



安達地方広域行政組合管理者 新野 洋



福島県二本松市長 新野 洋

